中興衆行上申ます

別記(二)

決議

一、未払給料及出資金即時支払フコト
二、休暇中ハ給料全額支払フコト
三、休職後ハ給料ヲ確実ニ支払フコト
右三項承認セザル場合ハ議首シタルモノト看做シ解雇者ト行動ヲ共ニスルモノトス

昭和六年九月三日

休職者一同

社長

星製薬株式会社殿

別記四 昭和六年九月五日

星製薬株式会社々長
任務断行[illegible]会々長 星一

様

拝啓

一、三日皆さんが差出しました支払方法は会社に取りて最高の支払方法でありましょう
決して何人にも其以上の事は出来ません。会社の事業を知った皆さんは能く
お分りになることと存じます。

二、どんなに騒いだ処で落ちつく処によるばかりです。皆さん、今回退社された方は全部
で十三人であります。そして其れ等の人の中の大部分は、皆了退社を申出た人であ
ります。其れ等の人々が会団[illegible]議団体として参って見たが何れも皆金を失
ふ[illegible]のことを[illegible]が得られず[illegible]ません。[illegible]会社は[illegible]争議を見ても分
ることであります。

三、皆さんも既に[illegible]ありませうが、[illegible]事等の争議の時に[illegible]社より各自の宅に
出金しては、[illegible]度と更に調停[illegible]議[illegible]金したる三百五六十名の全
とを合計せば[illegible]六十名の全[illegible]部争議費用に[illegible]と云ふことであります。
中には四百四五十名の退金[illegible]百[illegible]手に入れることが出来なかった人も
あると云ふことであります。争議[illegible]費用[illegible]山あります。其の費用は団体員の
[illegible]の[illegible]負担しなければなりません。[illegible]の大[illegible]負担を為した上に[illegible]をするに
も[illegible]給料取りに[illegible]も[illegible]と[illegible]ありますことは私から申上げる迄もな

四、[illegible]私は何人と云ふてもなく[illegible]致します。[illegible]日本全保津[illegible]に[illegible]
[illegible]を有して居ります。一旦会社と連絡を[illegible]事[illegible]は会社と連絡を取る時
うにして[illegible]があったならば、皆さんの働きの上に多少とも会社は貢献を為し得ること
が出来ると思います。又[illegible]皆さんは会社の組織上から[illegible]